令和３年度　横浜市自立生活安定化支援事業業務委託業務説明資料

１　件名　　　　横浜市自立生活安定化支援事業業務委託

２　履行期限　　令和３年４月１日から令和４年３月31日まで

３　履行場所　　関係機関先や利用者宅、及び受託者が確保する体験アパート等

４　業務目的

　　本来一時的な利用が前提である簡易宿泊所や無料低額宿泊所、法的位置づけのない施設を居所としている生活保護受給者の中には、緊急連絡先がないことや民間賃貸住宅等での生活経験が乏しいなどの理由により、本人が希望しても民間賃貸住宅等への転居が困難な方がいます。このような方に対して、民間賃貸住宅等への転居を促進し、転居後に地域での安定した生活が継続できるよう支援を図り、生活保護受給者の自立を助長することを目的として事業を実施します。

５　支援対象者

区福祉保健センターが保護する生活保護受給者で次の各号に該当する者とする。

（１）横浜市内の簡易宿所等、無料低額宿泊所、法的位置づけのない施設を利用しており、民間賃貸住宅等への転居に同意する者

（２）本事業により簡易宿所等、無料低額宿泊所、法的位置づけのない施設から民間賃貸住宅等へ転居した者

６　業務内容

（１）転居支援業務

ア　賃貸物件の情報収集・紹介、内見同行、賃貸借契約時の同行支援、仲介業者等との連絡調整

イ　賃貸借契約に必要となる保証会社の確保、緊急連絡先の引受け又は確保

ウ　身分証明書の確保や携帯電話の購入支援

エ　引越し業者の手配や家財道具購入等、入居時にかかる支援

オ　その他転居に必要な支援

（２）自立生活安定化支援業務

ア　体験アパートを利用した生活支援

なお、受託者は横浜市内に体験アパートを３室以上確保すること。

イ　ゴミ出し等日常生活ルールを身に付けるための各種支援

ウ　家賃、公共料金支払いなどを自ら行えるようになるための家計支援

エ　居宅訪問、電話等による転居後の生活状況の確認、各種相談支援

オ　自治会、不動産業者、家主等との連絡調整

カ　区役所や地域ケアプラザ等、地域の関係機関との連絡調整

キ　その他地域での自立した生活の定着に必要な支援

（３）その他区福祉保健センター及び本市が実施する会議、研修等への参加、協力

７　実施体制

（１）受託者は以下のとおり、統括責任者、転居支援員、自立生活支援員を業務遂行に必要な人数配置すること。なお、それぞれを兼務しても専従でも可とする。

ア　統括責任者は、転居支援員及び自立生活支援員への指導・助言、本市との連絡調整、その他本事業の統括を行う。

イ　転居支援員は、賃貸物件の情報収集・紹介や賃貸借契約の同行支援等を行う。ただし、統括責任

者または転居支援員のうち１名は宅地建物取引士の資格を有する者としなければならない。

ウ　自立生活支援員は、体験アパートを利用した生活支援や家計支援、生活状況の見守りや各種相談支援等を行う。ただし、自立生活支援員のうち１名は社会福祉士もしくは社会福祉主事任用資格を持ち、社会福祉施設もしくは福祉事務所等での相談業務を３年以上経験した者としなければならない。

（２）受託者は支援員等に対し研修等を実施し、本事業を実施するために必要な知識や技術の向上に努めること。